

役員退職手当規程

(目的)

第1条 財団法人日本自転車普及協会（以下「本会」という。）の常勤役員が、次の各号の一に該当するときは、この規程により本人又はその遺族に対し、退職手当を支給する。

- (1) 任期満了したとき
- (2) 本会の都合により退職したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 負傷又は疾病により退職したとき
- (5) 自己の都合により退職したとき

2 常勤役員の退職手当の金額は、在職期間1年につき、当該役員の年俸の1カ月相当額とする。一年に満たない期間については月割り計算により支給する。

(受給順位)

第2条 本人が死亡したときの退職手当の受給者は次の順位により支給する。

- (1) 本人の遺言、又はあらかじめ書面をもって本会に対し、退職手当を受取る者を指定したときは、その指定された者
- (2) 前号以外の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定に準じて支給する。

(勤続期間の計算)

第3条 勤続期間の月数の計算については、就任の日から起算した暦に従って計算するものとし、1カ月に満たない端数を生じたときは1カ月とする。

2 重任の場合は通算する。

(支払期日)

第4条 退職手当は、原則として退職した日から7日以内にその算出の基準を明示して支払う。

附 則

この規程は、昭和53年10月1日から施行する。

平成2年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

ただし、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成15年4月1日（以下「適用日」という。）の前日に、現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の支給額は、当該退職日における本俸月額に就任の日から適用日の前日までの在職期間1月につき100分の30以内の割合に乗じて得た額、当該退職日における基礎金額に適用日から退職の日までの在職1月

につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額との合計額とする。

平成 16 年 1 月 1 日一部改正

平成 18 年 1 月 1 日一部改正

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

ただし、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）の前日に、現に在職する役員が適用日以降に退職した場合における退職手当の支給額は、適用日前日までの基礎金額に当該退職日における本俸月額に就任の日から適用日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額、当該退職日における適用日から退職の日までの在職 1 年につき当該役員の年俸の 1 カ月相当額との合計額とする。